

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

経営等改善資金のうち漁ろう作業省力化機器等設置資金の貸付対象に潮流計等の設置が追加されたことに伴い、現在特認資金として設置している潮流計測装置設置資金を廃止する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 経営等改善資金のうち潮流計測装置設置資金を廃止する。
- (2) 青年漁業者等養成確保資金のうち研修教育資金について、貸付限度額を改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。